



# きさらづし 農委だより

令和7年4月1日  
第51号

発行：木更津市農業委員会  
編集：農業委員会事務局  
電話：0438(23)8693

## 農業の魅力を若い世代に伝えたい！



(有)上総野菜倶楽部の皆さん 右から須藤拳吾さん・悠紀さん、坂上雅公さん・あゆみさん

木更津市高柳地区にある有限会社上総野菜倶楽部は、地域農産物の生産を支えることをコンセプトとした会社です。上総野菜倶楽部に勤める若手農家である須藤拳吾さん・悠紀さん夫妻、坂上雅公さん・あゆみさん夫妻は、同社の主力農産物であるお米やきゅうりを栽培しています。

農業は地域に根差しており、日々新しいことにチャレンジできる魅力あふれる産業であると感じているそうです。

(須藤拳吾さん) 農業を営んでいた父の影響で興味を持ち、大学で農業を勉強しました。上総野菜倶楽部に勤める妻と出会い、今は木更津市で農業に携わっています。当社は生産面から地域農業を支えたいと考えており、お米やきゅうりを消費者に対し安定的に供給したいと思っています。特にきゅうりの生産量は地域でも指折りだと思っており、安定した供給を支えていくため、定植は従業員全員で協力を行っています。また、生産性の向上は不可欠で、従業員同士や地域の農家さんとの情報交換をしながら、肥料のやり方や最新機械の導入など日々新しい試みを行っています。うまくいかないことも多く模索の日々ですが、農業には納得いくまで取り組むことができる魅力があると感じています。努力も少しずつ実ってきており、おかげさまで当社の生産品は近隣地域のみならず東京の豊洲市場にも出荷するなど販路の拡大もできました。今後は圃場整備などの環境が整えば生産規模の拡大もしていきたいです。農業は、新規参入に壁もありますが、自らの努力が成果として現れるのでとてもやりがいがあります。

(坂上雅公さん) 実家が農業を営んでいたこともあります。農業は身近な存在で、自らも携わりたいと考え、高校で農業を勉強しました。就職の際は生産作業を担いたいとの思いが強く、現場作業をさせてもらえる当社に就職しました。会社としても若くエネルギーがあると感じていて、従業員同士話し合いながら新しいことにチャレンジできることが一番のやりがいです。一定の知識はもちろん必要ですが農業の技術はやりながら身につくものが多く、また、特に田んぼはとても機械化が進んでおり機械いじりに興味があれば馴染みやすいと思うので、若い世代にもお勧めできる業種であると感じています。体力的に大変な部分はありますが、自身の努力が生産量の増加という成果に繋がるのでやりがいを感じやすいのではないかと思います。農業の魅力を若い世代に伝え、ともに地域農業を支えていきたいです。

## 会長あいさつ

木更津市農業委員会 会長 杉山 孝



農家の皆様には、日頃より農業委員会の活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

農家の皆様には、日頃より農業委員会の活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

一方で、木更津市が推進する「オーガニックなまちづくり」の一環である学校給食米の「〇〇%有機化」に向けた取組みや稻作の体験学習については、皆様の協力と取組みにより発展的に継続されています。今後も未来を担う子どもたちに「食」を通じて農業への関心を高め、食育や地産地消を促進してまいります。

一方で、木更津市が推進する「オーガニックなまちづくり」の一環である学校給食米の「〇〇%有機化」に向けた取組みや稻作の体験学習については、皆様の協力と取組みにより発展的に継続されています。今後も未来を担う子どもたちに「食」を通じて農業への関心を高め、食育や地産地消を促進してまいります。

一方で、木更津市が推進する「オーガニックなまちづくり」の一環である学校給食米の「〇〇%有機化」に向けた取組みや稻作の体験学習については、皆様の協力と取組みにより発展的に継続されています。今後も未来を担う子どもたちに「食」を通じて農業への関心を高め、食育や地産地消を促進してまいります。

一方で、木更津市が推進する「オーガニックなまちづくり」の一環である学校給食米の「〇〇%有機化」に向けた取組みや稻作の体験学習については、皆様の協力と取組みにより発展的に継続されています。今後も未来を担う子どもたちに「食」を通じて農業への関心を高め、食育や地産地消を促進してまいります。

## 新しい農業委員が決まりました！



スズキ シュウイチロウ  
鈴木修一郎  
(下郡)

欠員となっていました農業委員について、令和6年10月1日に鈴木修一郎氏（下郡）が議会の同意を得て市長から任命されました。

任期は令和8年7月13日（欠員となった委員の残任期間）までとなっており、富岡地区の下郡（市川・鳥山・原林・石沢・大鐘・湯名・今間）・根岸・上根岸地区を担当いたします。

現在の農業委員、農地利用最適化推進委員と連携し、農地法等に基づく法令事務、地域農業の話し合いや調査等の業務を行ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

農業委員会は、これからも地域農業の振興と農地の適正利用を推進し、持続可能な農業の発展のために、皆様と共に歩んでまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申しあげます。

農業委員会では、月一回総会を開催し、農地法に基づき審査を行っています。許可申請書は、提出期限までに余裕をもって提出いただきますようお願いします。

農地を耕作する目的で売買・貸し借りをする場合や、市街化調整区域内の農地を農地以外に転用（用途変更）する場合は、農業委員会、又は知事の許可が必要になります。

農業委員会では、月一回総会を開催し、農地法に基づき審査を行っています。許可申請書は、提出期限までに余裕をもって提出いただきますようお願いします。

許可を受けずに売買や貸し借り、転用をすると農地法違反となりますので、必ず許可を受けてから行ってください。

## 令和7年度の総会日程

### 【農業委員会総会予定表】

総会開催日	許可申請書提出期限
21回 4月8日（火）	3月17日（月）
22回 5月8日（木）	4月16日（水）
23回 6月6日（金）	5月16日（金）
24回 7月8日（火）	6月17日（月）
25回 8月6日（水）	7月16日（水）
26回 9月8日（月）	8月18日（月）
27回 10月7日（火）	9月16日（火）
28回 11月7日（金）	10月16日（木）
29回 12月8日（月）	11月17日（月）
30回 1月7日（水）	12月16日（火）
31回 2月6日（金）	1月16日（金）
32回 3月6日（金）	2月16日（月）

※総会開催日は変更になることがありますので、申請等がある場合は事務局にご確認ください。

# ● ● ● 地 域 計 画 が 策定されています！ ● ● ●

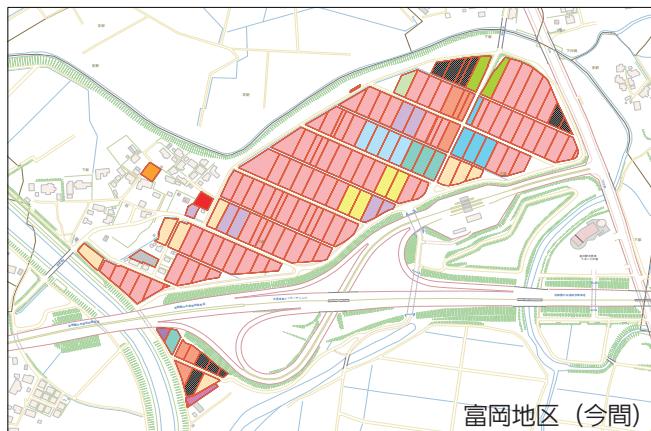
木更津市では、地域計画の策定に向けて、農業委員および農地利用最適化推進委員が中心となり、地区に呼びかけを行い、策定を進めてまいりました。策定された地区の一例として、令和7年3月に地域計画を策定した富岡地区があります。令和4年度末に人・農地プランが実質化された地区で、令和5年度から地元農業者や地元区代表者が組織した協議会が主体となって、意見を募り、当地域の農業の課題や現状を踏まえた地域計画を策定しました。

なお、協議の場の結果や地域計画の策定状況については木更津市経済部農林水産課のホームページで公表しておりますのでご確認ください。

## 地域計画とは

地域計画は、地域の農業の将来の在り方を協議し、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための計画です。具体的には、地域の農業関係者、農業委員会、市や農業団体等が広く集まり、具体的な利用方法を定めた地図（目標地図）を含む「地域計画」を作成し、地域計画に沿った農地の集積・集約・持続可能な農業を目指していきます。

制度の概要については、木更津市経済部農林水産課（TEL 0438-23-8444）までお問合せください。



## ● 農用地利用集積等促進計画に関するお知らせ ●

令和4年5月の法改正により、令和5年4月からは農用地利用集積計画と農用地利用配分計画が新たに「農用地利用集積等促進計画」として統合されています。この計画は、農地の効率的な利用を促進し、農業経営の基盤強化を図ることを目的としており、農地の所有者から農地バンク（農地中間管理機構）が農地を借り受け、意欲ある農業者に貸し出すことで、農業経営の規模拡大や農地の効率化が期待されます。また、農用地利用集積等促進計画は、地域計画（目標地図）をもとに農地の集積・集約化を行いますので、地域の農業者等が話し合い、将来の農業のあり方や誰がどの農地を利用するかを考えていくことが重要となります。

農用地利用集積計画を利用した手続きは、令和5年4月から経過措置が設けられていましたが、令和7年3月末で終了しています。また、農用地利用配分計画を利用した手続きは、令和5年3月末で終了しています。令和7年4月以降は、農用地利用集積計画を利用した手続きはできませんのでご注意ください。なお、終了前に市が告示した農用地利用集積計画・農用地利用配分計画に基づく権利設定は、設定された期間内は有効です。農地の貸し借りを継続する場合は、期間満了前に農用地利用集積等促進計画または農地法第3条の許可申請をご検討ください。

農用地利用集積等促進計画に関する手続方法については、

木更津市経済部農林水産課（TEL 0438-23-8444）までお問合せください。

## ◆◆◆ 女性の農業委員への立候補・推薦のお願い ◆◆◆

農業委員会では、来年度（令和8年7月）の農業委員の改選に向けて、女性の皆様により多くご参加いたいただきたいと考えております。現在、第25期農業委員18名中、女性は2名です。農業の現場で活躍されている女性の視点や経験を多く委員会に反映させてすることで、より多様で豊かな議論が可能となり、地域農業の発展に寄与できると確信しております。

皆様の地域にも様々な形で農業に参画し、ご活躍されている女性農業者がいらっしゃると思います。こうした女性農業者の活躍は、地域農業の未来を切り拓く力となり、持続可能な農業への力となっています。

つきましては、女性の皆様に立候補、または女性候補者の推薦をお願い申し上げます。

改選までにはまだ時間がありますが、ぜひこの機会にご検討いただき、「あの方はどうだろう」「あの人にお願いしたい」または「やってみようか」など、地域での話題にしていただければ幸いです。

ご興味のある方、また、推薦・立候補に関する詳細は、お近くの農業委員または農業委員会までお問い合わせください。



## 土地の相続未登記にご注意を!!!

令和6年4月1日から相続登記が義務化されています。相続により不動産（土地（農地も含まれます）・建物）を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年内に相続登記を行う必要があります。正当な理由なく相続登記を行わなかった場合、10万円以下の過料が科される可能性がありますのでご注意ください。

相続登記を行わないことで、将来的に農地を耕作者に貸す（手放す）場合、手続きが困難になるリスクもあります。所有者不明土地の発生を防ぐためにも、相続した不動産については、早めに登記の申請を行いましょう。

### 相続登記について詳しいことは

遺言による場合や遺産分割協議による場合など、ケースによって必要書類が異なるため、詳しくは法務局へお問い合わせください。千葉地方法務局木更津支局 0438-22-2531

## 農地を相続したら届出を！

また、相続等により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の3の規定により、農業委員会へ届け出を行う必要があります。

届出書の提出、または手続きのお問い合わせは、農業委員会へお願いします。

### その行為、違反かもしません

ー農地転用は必ずご相談くださいー

農地に、土を入れる・砂利を敷く・簡易な倉庫をつくるという行為は、農地転用となります。転用をするときは、行為の前に農地法による許可などの手続きが必要づけられています。

特に、市街化調整区域内にある農地は転用が厳しく制限されており、許可なく転用すると農地法違反となってしまいますが。必ず、事前に農業委員会までご相談ください。



農地法に違反した場合の罰則  
3年以下の懲役、または300万円以下  
(法人は1億円以下) の罰金



### 農業者年金

～あなたの老後生活への備えは十分ですか？～

農業者年金には  
メリットがいっぱい 6つの特徴とメリット

#### 1 次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

- ・年間60日以上の農業従事者
  - ・国民年金の第1号被保険者（国民年金保険料納付免税者を除く）
  - ・20歳以上65歳未満（60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者）
- ※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。

#### 2 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です

#### 3 保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象となる方は1万円）から6万7千円の間で自由に決められます

#### 4 終身年金。80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります

#### 5 一定の条件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

#### 6 税制面で大きな優遇措置があります

※農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）及び個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。

ご興味のある方は、農業委員会までお問い合わせください。

なお、市街化区域内にある農地の転用は事前に届出が必要です。詳しい手続き方法については、お問い合わせください。

### 編集後記

再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

市内でも太陽光発電を目にしますが、設備の下で耕作を行う當農型や耕作されていない農地を転用したものもあって、環境問題に配慮し、遊休農地の有効活用にもなっています。

一方で未来のために、守るべき農地は守り、次世代へ繋いでいくことも大切なことだなあと感じます。皆さんはどう思われますか？

市内でも太陽光発電を目にしますが、設備の下で耕作を行う當農型や耕作されていない農地を転用したものもあって、環境問題に配慮し、遊休農地の有効活用にもなっています。

「全国農業新聞」は、全国農業会議所が発行する、経営と暮らしに役立つ農業総合専門誌です。「週刊」を活かし、農政の動きや技術・流通など、農業に関する最新の情報を届けています。県内の農業の様子や、木更津市内の情報も掲載されています。また、紙面は見やすいオールカラーです。興味のある方は、見本誌（無料）をご請求いただけます。また、パンフレットもございますので、お気軽に農業委員会までお問い合わせください。

■ 購読料：新聞本紙 月額900円（送料、税込）  
電子版 月額700円（税込）

■ 発行日：毎週金曜日発行  
(月四回 B3版 8~10ページ建)

全国農業新聞を  
購読しませんか

**全国農業新聞**